



島根県報

平成27年9月1日（火）

第2,730号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (高齢者福祉課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい福祉課) 2

島根県農業機械整備施設認定要綱の一部改正 (農産園芸課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農村整備課) 9

保安林の指定 (森林整備課) 9

【公 告】

平成27年度後期技能検定試験の実施 (雇用政策課) 10

公布された条例等のあらまし

◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第55号）

1 規則の概要

介護保険法の改正に伴う様式の整理（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第55号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号付表1-1から付表6-1まで、付表7から付表11まで、付表14-1、付表14-2、付表15-2、付表15-4、付表16-2及び付表16-3中「（1割負担分）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 多山文具	福祉用具貸与	株式会社 多山文具 美	邑智郡美郷町粕淵104	平成27年9月
	介護予防福祉用具貸与	郷町出張所	番地3	1日
株式会社 多山文具	特定福祉用具販売	株式会社 多山文具 美	邑智郡美郷町粕淵104	平成27年9月
	特定介護予防福祉用具販売	郷町出張所	番地3	1日

島根県告示第606号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有会社司	放課後等デイサービスCOCOっ子	出雲市斐川町莊原3169-20	平成27年9月1日

島根県告示第607号

島根県農業機械整備施設認定要綱（昭和57年島根県告示第436号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「を知事に提出しなければならない。この場合において、当該整備事業者が島根県経済農業協同組合連合会」を「に島根県農業協同組合連合会生産資材部農業機械課島根農機事務所、島根県農業協同組合」に改め、「に属しているときは、当該所属団体」を削り、「経由して」の次に「知事に」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

知事は、前条の申請があったときは、特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（平成25年9月4日付け25生産第1751号、25農振第1281号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）で規定する農業機械整備施設設置基準（以下「設置基準」という。）に基づき審査を行うとともに、必要に応じて実態調査等を行い、設置基準に適合すると認める場合は、これを認定する。

なお、審査に際し、屋内作業場及び車両置場の面積に関する要件については、設置基準で規定する分類別面積の20パーセント減のものまでを当該分類に適合するものと判定できることとする。

第3条第2項中「交付するとともに、所属団体に」を「対し所属団体の長を経由して交付するものとする。また、前項の認定を行わない場合には、申請者に対し理由を付してその旨を所属団体の長を経由して」に改める。

第6条中「農業機械整備施設改廃等届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。この場合において、当該認定事業者が所属団体に属しているときは、当該所属団体の長を経由して届け出なければならない」を「直ちに農業機械整備施設改廃等届出書（様式第5号）を所属団体を經由して知事に提出しなければならない」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 他の事業者と合併をしたとき。

第8条第1項第3号を削り、同条第2項中「その旨を当該認定事業者に通知し、認定書の返納を命ずるとともに、所属団体に通知するものとする」を「当該認定事業者に対しその旨を所属団体の長を経由して通知し、認定書の返納を命ずるものとする」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(届出の審査)

第7条 知事は、前条の届出があったときは、その内容について審査を行うとともに、必要に応じて実態調査等を行い、その結果既に交付した認定書の記載内容を変更する必要があると認めるときは、認定事業者に対し農業機械整備施設認定書（変更）（様式第6号）を所属団体の長を経由し交付するものとし、認定を取り消すときは、認定事業者に対し理由を付してその旨を所属団体の長を経由して通知するものとする。

第9条の次に次の3条を加える。

(指導)

第10条 知事は、第3条の認定を受けない事業者が、認定書、第5条の農業機械整備施設の標識、第7条の農業機械整備

施設認定書（変更）又はこれらに類似するものを掲げ、農業機械の整備事業を行うことがないよう所属団体を指導するものとする。

（所属団体に属さない事業者の取扱い）

第11条 所属団体に属さない事業者については、第2条、第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、知事が別に定める方法により申請等を行うこととする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

様式第1号中

「

3 整備施設の整備責任者氏名	
4 認定を受けようとする分類呼称	施設

」

を

「

3 認定を受けようとする分類呼称	施設
------------------	----

備考 申請書及びこれに添付する書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

」

に、「個所」を「か所」に改め、同様式別紙1中「箇月」を「か月」に改め、同様式別紙2を次のように改める。

(別紙2)

機械設備保有状況一覧表

品 名	規 格	数 量	小型施設	中型施設	大型施設	摘 要
1 エンジン関係						
(1) 圧縮ゲージ	ガソリン用				○	
〃	ディーゼル用			◎	◎	
(2) ノズル・テスター	200 k g f / c m ² 以上		○	◎	◎	
(3) バルブ・リフター			○	◎	◎	
(4) 温度計	200℃		○	◎	◎	
(5) ピストン・リング・ツール			○	◎	◎	
(6) ラジエーター・キャップ・テスター				◎	◎	
(7) 噴射ポンプ・テスター					○	
2 シャシ関係						
(1) タイヤ・ゲージ			◎	◎	◎	
(2) シャシ・ルブリケーター				○	○	
(3) オイル・バケット・ポンプ				○	○	
(4) ガレージ・ジャッキ	2トン級		○	◎		
〃	3トン級以上				◎	
(5) トーイン・ゲージ				○	○	
(6) サイドスリップ・テスター	定置式				○	
(7) ブレーキ・テスター	軸重3トン以上				○	
(8) インパクト・レンチ (各種)			○	◎	◎	
3 電気関係						
(1) バッテリー比重計			◎	◎	◎	
(2) サーキット・テスター			◎	◎	◎	
(3) 充電器			◎	◎	◎	
(4) ヘッドライト・テスター	集光式				○	
4 計器関係						
(1) 直定規	1 m程度			◎	◎	
(2) 回転計			○	○	○	
(3) トルク・レンチ	600 k g f ・ c m程度		○	◎	◎	
〃	1300 k g f ・ c m程度		○	◎	◎	
〃	2600 k g f ・ c m程度 (アダプター付)			◎	◎	
(4) ダイアル・ゲージ付きマグネチック・スタンド				◎	◎	
(5) マイクロ・メーター (一式)	0～125mm			◎	◎	
(6) Vブロック (組)				◎	◎	
(7) 標準圧力計					○	
(8) き裂点検器				◎	◎	
(9) 異音聴診器				○	○	
(10) 硬度点検ヤスリ	4本組			○	○	

(1) 油圧ゲージ				◎	◎	
(2) ノギス			◎	◎	◎	
5 一般設備関係						
(1) 温水洗浄機			○	◎	◎	
(2) チェーン・ブロック	2トン級			◎	◎	
(3) 天井クレーン					○	
(4) 油圧プレス	15トン級			◎	◎	
(5) エア・コンプレッサー	0.75kw級		◎			
〃	2.2kw級			◎		
〃	3.7kw級				◎	
(6) 部品洗浄槽			◎	◎	◎	
(7) オート・リフト				○	○	
(8) トランスミッション分解台				◎	◎	
(9) ベアリングプーラー			○	○	◎	
6 加工関係						
(1) 電気ドリル	10Φ級まで使用できるもの		◎	◎	◎	
(2) 卓上ボール盤	13Φ		○	◎	◎	
(3) 卓上グラインダー			◎	◎	◎	
(4) ポータブル・サンダー又はデスク・グラインダー	150Φ			◎	◎	
(5) ポータブル・グラインダー	100Φ			○	○	
(6) スプレー・ガン			○	○	○	
(7) 電気溶接装置				◎	◎	
(8) ガス溶接装置			○	◎	◎	
(9) エンジン付電気溶接機	150A程度			○	○	
(10) 板金工具類				○	○	
(11) 定盤	900mm×900mm		○	○	○	

(注) 1 ◎印は必要なもの、○印はあることが望ましいものである。

2 摘要欄には、規格欄のものと異なるものを保有している場合に、その保有している規格等を記入する。

様式第3号裏面中

- 「2 この認定書に係る氏名若しくは名称若しくは施設の設置場所若しくは施設の整備責任者の変更又は施設を改廃し、若しくは譲渡した場合には、その内容等を知事に届け出ること。
- 3 知事の認定を受けない者又は認定を取り消された者若しくは整備施設を廃止した者若しくは農業機械整備施設の認定を辞退した者は、この認定書及び分類呼称の標識又はこれらに類似するものを掲げないこと。」
- 「2 この認定書に係る整備施設の改廃若しくは譲渡、設置場所の変更、氏名若しくは名称の変更又は認定事業者の合併があった場合には、その内容等を知事に届け出ること。 に改める。
- 3 知事の認定を受けない者が、この認定書、分類呼称の標識又はこれらに類似するものを掲げないこと。」

様式第4号中「備考（注）」を「備考」に改める。

様式第5号中

「

整備施設の整備責任者氏名の変更旧	
新	
整備施設の改廃	改廃の内容
整備施設の譲渡	譲渡を受けた者
	住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

」

を

「

整備施設の改廃	改廃の内容
整備施設の譲渡	譲渡を受けた者の住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
事業者の合併	新しい整備施設概要書

」

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第7条関係）

（表面）

農業機械整備施設変更認定書

年 月 日

様

島根県知事 印

島根県農業機械整備施設認定要綱に基づき下記のとおり変更認定します。

記

整 備 施 設 名

整 備 施 設 の 所 在 地

分 類 呼 称

認 定 番 号

（裏面）

掲示上の注意

- 1 この認定書は、屋内の見やすいところに掲示すること。
- 2 この認定書に係る整備施設の改廃若しくは譲渡、設置場所の変更、氏名若しくは名称の変更又は認定事業者の合併があった場合には、その内容等を知事に届け出ること。
- 3 知事の認定を受けない者が、この認定書、分類呼称の標識又はこれらに類似するものを掲げないこと。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の島根県農業機械整備施設認定要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条の規定により認定を受けた者（以下「旧認定事業者」という。）は、この告示による改正後の島根県農業機械整備施設認定要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の規定により認定を受けた者とみなす。

3 前項の規定の適用を受ける旧認定事業者は、当該認定を受けた整備施設に係る改正後の要綱第3条に規定する設置基準を平成28年8月31日（知事が定める者にあつては、知事の定める日）までに満たさなければならない。

4 旧認定事業者が改正前の要綱第3条の規定により交付を受けた農業機械整備施設認定書及び旧認定事業者が改正前の要綱第5条の規定により作成し掲示している農業機械設備施設の標識は、それぞれ改正後の要綱の規定により交付を受け、又は作成したものとみなす。

島根県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田斐伊川以北土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

森脇 善男 出雲市灘分町1053番地

監事

日野 善勝 出雲市灘分町1866番地

2 就任年月日

平成26年6月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

原 欣充 出雲市灘分町1049番地

監事

久家 繁信 出雲市灘分町46番地

島根県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町大呂982、983-1、983-2、1005-3、1006-1から1006-3まで、1007、2838-1、2840-1、2841、2842-1、2842-2、2843-1、2845、2847、3253

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

平成27年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鑄造

金属熱処理

機械加工

放電加工

工場板金

仕上げ

機械検査

ダイカスト

電子機器組立て

電気機器組立て

空気圧装置組立て

油圧装置調整

建設機械整備

婦人子供服製造

(2) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）

ロープ加工（ロープ加工作業）

機械検査（機械検査作業）

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

農業機械整備（農業機械整備作業）

- 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
和裁（和服製作作業）
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業）
厨房設備施工（厨房設備施工作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）
塗装（鋼橋塗装作業）
義肢・装具製作（装具製作作業）
舞台機構調整（音響機構調整作業）
- (3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）
機械加工（普通旋盤作業）
機械検査（機械検査作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
建築大工（大工工事作業）
配管（建築配管作業）
- (4) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成27年12月2日（水）から平成28年2月14日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成28年1月31日(日)

イ 1級及び2級

職 種	学科試験日
ロープ加工、機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	平成28年1月24日(日)
さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図	平成28年1月31日(日)
舞台機構調整	平成28年2月3日(水)
空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、塗装、義肢・装具製作	平成28年2月7日(日)

ウ 3級

職 種	学科試験日
電気機器組立て、配管	平成28年1月24日(日)
機械加工	平成28年1月31日(日)
機械検査、建築大工	平成28年2月7日(日)

エ 単一等級

職 種	学科試験日
樹脂接着剤注入施工	平成28年2月7日(日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成27年11月25日(水)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成27年10月5日(月)から同月16日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在

中」と朱書すること。)の場合は、平成27年10月16日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

(ア) 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	17,900円	3,100円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	17,900円	3,100円
機械検査	14,900円	
和裁、機械・プラント製図	13,100円	

イ アにかかわらず、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講している者、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講している者(就職している者を除く。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、専修学校又は各種学校に在学する者その他知事が認める者に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	11,900円	3,100円
機械検査	9,900円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(宛名を明記し、切手を貼ること。)を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の受検番号は、平成28年3月11日(金)に島根県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成28年3月中旬に書面で通知する。

(3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。

また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課(電話0852-22-5304)又は島根県職業能力開発協会(電話0852-23-1755)に問い合わせること。